

# 氷川町こども計画

## (令和7年度～令和11年度)

【概要版】



令和7年3月  
熊本県 氷川町

# I 計画策定の概要

## 1 策定の趣旨

本町では、令和2年3月に「第2期氷川町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、様々な子育て支援策を推進してきました。

しかしながら、全国的にみると、人口減少、少子高齢化の進行、核家族世帯やひとり親世帯の増加、非正規雇用の増加や女性の就労率の高まりなど、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中、こどもが安心して過ごせる居場所づくり、子育ての孤立化、こどもの虐待、こどもの貧困などへの対策など、様々な課題への対応が求められています。

このような中、教育・保育及び地域子育て支援事業を提供する体制の整備や、こどもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備をより一層促進することを目的に「氷川町こども計画」を策定します。

## 2 計画の位置付け

本計画は、国のことども大綱やことども基本法を勘案し、前期計画に新たにことどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条に規定する市町村計画や子ども・若者育成支援推進法第9条に規定する市町村子ども・若者計画を包含し、こども施策を総合的に推進するものです。

また、本町の上位計画である「氷川町総合計画」や「氷川町地域福祉計画」をはじめとした関連計画との整合を図っていくものとします。



## 3 計画の期間

本計画の計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。



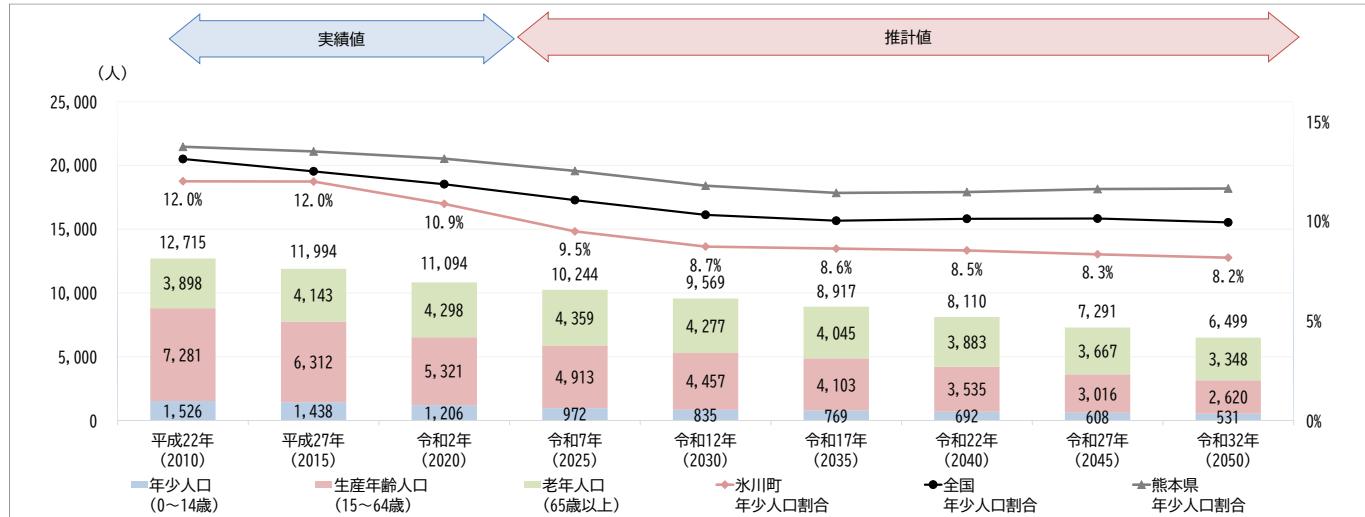
## 4 計画の対象

国の「ことども基本法」では、心と身体の成長段階にある人を「ことども」としていることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

## II 本町の状況

### 1 人口の推移及び推計

今後、少子高齢化の進展により総人口は減少する予測となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和32年の総人口は6,499人、年少人口(0~14歳)は531人、総人口に占める年少人口割合は8.2%となる見込みとなっています。

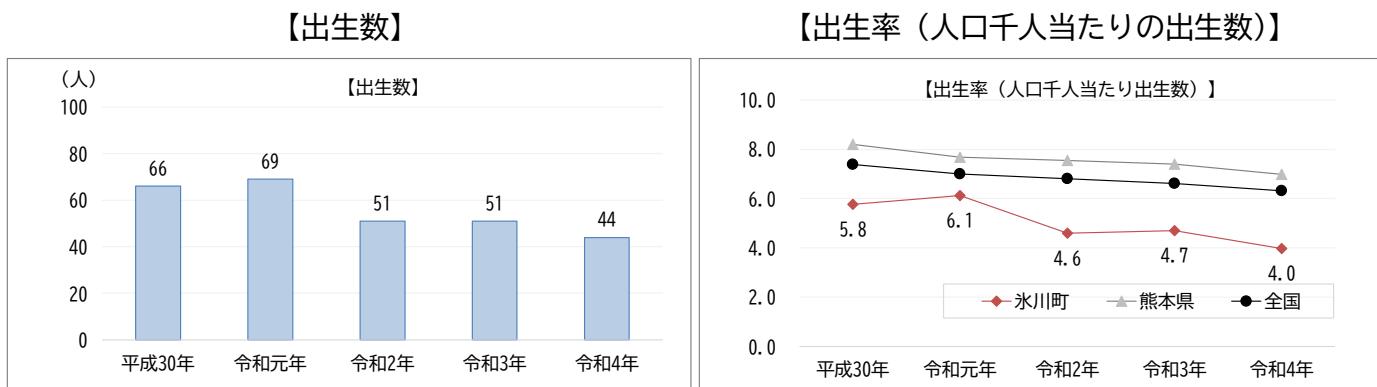


出典：国勢調査（平成17年～令和2年）、国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和7年～）

### 2 出生数、出生率の推移

出生数は令和元年をピークに減少しており、令和4年は44人となっています。

また、出生率（人口千人当たりの出生数）は全国、熊本県平均より低い水準で推移しています。



出典：熊本県人口動態調査

### 3 合計特殊出生率の推移

平成30～令和4年の合計特殊出生率は1.63で、熊本県平均とほぼ同水準、全国平均より高くなっています。

	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年	平成30～令和2年
氷川町	1.51	1.51	1.62	1.63
熊本県	1.51	1.61	1.66	1.60
全国	1.31	1.38	1.43	1.33

出典：人口動態保健所・市区町村別統計

### III 施策の体系

こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」の実現に向け、こども・若者や子育て当事者に寄り添い、ともに進んでいくことで、こどもや若者が夢と希望を持って、健やかに安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念を設定します。また、基本理念の実現に向けて、5つの基本目標を定め施策の展開を図ります。

基本理念	基本目標	具体的な取組
全てのこども・安全者・安全者と健子育て暮らせらせるまち	基本目標1 こどもを生み育てることが できるまちづくり (こどもの誕生前から幼児期まで)	1 親と子の健康づくりに向けた支援 2 乳幼児期の教育・保育の充実 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実
	基本目標2 こどもが成長できるまちづくり (学童期・思春期)	1 こどもが安心して過ごし学ぶことの できる質の高い教育の推進 2 居場所づくり 3 小児医療体制や心身の健康等についての 情報提供 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に 関する情報提供や教育
	基本目標3 若者が自立できるまちづくり (青年期)	1 未来へ踏み出す若者応援 2 若者の社会的参加に向けた支援 3 出会いや結婚への支援
	基本目標4 全てのこどもが幸せな状態で 成長できるまちづくり	1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの 支援 2 障がいや発達に不安のあるこどもへの 支援 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などから こども・若者を守る取組 5 こども・若者の権利の尊重 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
	基本目標5 子育て当事者がこどもに 向き合えるまちづくり	1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減 2 地域子育て支援、家庭教育支援 3 共働き・共育ての応援

## IV 施策の展開

### 基本目標1 こどもを生み育てることができるまちづくり

#### 1 親と子の健康づくりに向けた支援

妊娠から出産後まで子どもの生涯にわたる心と身体の健康づくりに向け、ライフステージに応じた健康づくり、各種健康診査や産後の支援体制、小児医療体制の確保に取り組みます。

#### 2 乳幼児期の教育・保育の充実

乳幼児期の発達の特性を踏まえ、幼児教育・保育の基本である遊びと学びの充実を図りながら「生きる力」の基礎を育みます。

#### 3 妊娠・出産や子育てに関する相談・情報発信体制の充実

相談窓口の体制強化や子育てに関する情報の周知啓発を行い、関係機関と連携しながら、相談を受けた後も切れ目のない支援に取り組みます。

### 基本目標2 こどもが成長できるまちづくり

#### 1 こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い教育の推進

技術革新やグローバル化に対応した資質・能力の育成に向けた教育を推進するとともに、全ての子どもに学びの機会を確保することで、こどもが安心して過ごし学ぶことのできる教育環境づくりを進めます。

#### 2 居場所づくり

誰一人取り残さず、こども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら居場所づくりを推進します。

#### 3 小児医療体制や心身の健康等についての情報提供

こどもが休日・夜間を含めいつでも安心して医療サービスを受けられるように、広報紙による休日当番医の周知を継続します。また、性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援を進めます。

#### 4 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育

こども・若者が、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けることに資する取組を推進します。

### 基本目標3 若者が自立できるまちづくり

#### 1 未来へ踏み出す若者応援

誰もがその個性と能力を発揮して未来を描けるよう、様々な体験・活動の機会を創出し、若者の可能性を高めます。

#### 2 若者の社会的参加に向けた支援

悩みや不安を抱える若者が、自らのペースで歩みを進められるよう、寄り添った支援を行います。

#### 3 出会いや結婚への支援

若者が自らの主体的な選択により、結婚、出産、育児の希望を叶えられるよう、ライフデザインや出会い、結婚への支援を推進します。

## 基本目標4 全ての子どもが幸せな状態で成長できるまちづくり

### 1 生活に困難を抱える子育て家庭などへの支援

教育の機会均等を図るため、子どもの学習支援の活用や、教育、生活の安定、保護者の就労、経済的支援を進めます。

### 2 障がいや発達に不安のある子どもへの支援

障がいのある子ども・若者や発達に不安のある子どもを支援するため、それぞれの特性や状況に応じたサービス提供を行います。また、家族に寄り添った継続的な支援を行います。

### 3 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

児童虐待を受けた子どもやその家族、要保護児童、ヤングケアラーなど、支援が必要な子どもや家庭に寄り添いながら、個々の状況に応じた必要なサービスを提供できる相談体制の充実を図ります。

### 4 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。また、有害環境対策、防犯・交通安全対策、防災対策等を進めます。

### 5 こども・若者の権利の尊重

こども・若者の権利の啓発による意識の醸成や、理解の促進を社会全体で共有し、こども・若者や子育て世帯の意見を聴き、施策に反映させる取組を進めます。

### 6 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

創造力や好奇心などを育むため、民間団体、民間企業等と連携・協働して、自然体験、職業体験、環境体験など多様な体験活動の機会に取り組みます。

## 基本目標5 子育て当事者がこどもに向き合えるまちづくり

### 1 子育てや教育に関する経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的な支援を行うとともに、ゆとりを持ってこどもと向き合い、保護者の選択に基づき必要な保育を受けられるような環境づくりを推進します。

### 2 地域子育て支援、家庭教育支援

地域の中で子育て家庭が支えられるよう、在宅で子育てをしている家庭を含めて全てのこどもと家庭を対象として、虐待予防の観点からも、地域のニーズに応じた様々な子育て支援を推進します。

### 3 共働き・共育ての応援

共働き・共育ての応援に向け、子育て家庭への更なる支援の充実を図ります。また、子育てしやすい就労環境づくりを推進していきます。



# V 事業計画

## 1 教育・保育事業の量の見込み及び確保方策

保護者が子どものための教育・保育施設を利用するには、国が定める「保育を必要とする事由」に基づいて、市町村の認定を受ける必要があります。認定区分は以下の3区分です。

認定区分	年齢	対象	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	・専業主婦（夫）家庭 ・短時間就労家庭など	無（教育を希望）	幼稚園、認定こども園など
2号認定	3～5歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園など
3号認定	0～2歳	・共働き家庭など	有	保育園、認定こども園、 地域型保育事業など

### 【年度ごとの量の見込み及び確保方策】

#### （1）1号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	37	32	31	33	34
②確保方策（利用定員）	85	80	80	80	80
③他市町村での受入児童数	0	0	0	0	0
④他市町村からの受入児童数	20	20	19	19	18
過不足（②+③-①-④）	28	28	30	28	28

#### （2）2号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	148	128	124	133	136
②確保方策（利用定員）	143	153	153	153	153
③他市町村での受入児童数	13	13	13	13	13
④他市町村からの受入児童数	8	8	8	8	8
過不足（②+③-①-④）	0	30	34	25	22

#### （3）3号認定

（単位：人）

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み	108	112	107	114	115
②確保方策（利用定員）	133	133	133	133	133
③他市町村での受入児童数	6	6	6	6	6
④他市町村からの受入児童数	12	12	12	12	12
過不足（②+③-①-④）	19	15	20	13	12

## 2 地域子ども・子育て支援事業

### ①利用者支援事業

教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。必要に応じて、こども家庭センターで随時対応します。

### ②延長保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、保育所等で保育を実施する事業です。町内の保育所5か所で実施します。

### ③放課後児童健全育成事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。町内の放課後児童クラブ3か所で実施します。

### ④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。ニーズがあった際は、委託児童養護施設で対応します。

### ⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。保健師による訪問で対応します。

### ⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、教育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な教育の実施を確保する事業です。保健師による訪問で対応します。

### ⑦子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・育児に関する援助等を行う事業です。こども家庭センターで対応します。

### ⑧児童育成支援拠点事業

教育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業です。現在本町では実施していませんが、今後、必要に応じて実施を検討します。

### ⑨親子関係形成支援

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、情報提供及び助言など、子どもの発達に応じた支援を行う事業です。現在本町では実施していませんが、今後、必要に応じて実施を検討します。

### ⑩地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流する場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。氷川町子育て支援センターで実施します。

### ⑪一時預かり事業

幼稚園等における在園児のうち、1号認定のこどもを対象とした一時預かりや家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。「幼稚園型」については町内2園、「幼稚園型以外」では町内5園で実施します。

### ⑫病児保育事業

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。町内1施設及び八代市3施設で対応します。

### ⑬ファミリー・サポート・センター事業

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。町内1施設で事業を実施する予定です。

### ⑭妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。委託医療機関で対応します。

### ⑮妊婦等包括相談支援事業

妊娠時から妊娠婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、伴走型相談支援を推進する事業です。こども家庭センターで対応します。

### ⑯産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。町民課で実施します。

### ⑰乳児等通園支援事業

すべての子育て家庭に対して、保護者の就労要件を問わず時間単位等で柔軟に、保育所等を利用できる事業です。町内保育所、子育て支援センターで事業を実施する予定です。

### 【お問合せ先】

氷川町福祉課 子育て支援係

TEL 0965-52-5852